

名古屋市農業委員会 令和4年第7回総会 議 事 録

- 開催日時 令和4年7月20日（水） 開始：午後2時00分、終了：午後2時35分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	9 人	出 席 数	9 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 事務局職員出席者（課長級以上）

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）6人

- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第46号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第47号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第48号議案 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請について

第49号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第50号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第51号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第52号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

第53号議案 名古屋市農地台帳の整備等に関する規程の一部改正について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

(4) その他

(5) 閉会

令和4年第7回総会 委員出欠状況

出席農業委員（9名）

3番	原 田 晴 充 委員	4番	近 藤 正 俊 委員
		6番	石 田 正 彦 委員
7番	川 本 美 幸 委員		
9番	布 目 巳佐子 委員	10番	二 村 利 久 委員
		12番	岩 田 公 雄 委員
13番	清 水 久 一 委員		
		16番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（6名）

		18番	山 口 儀 明 委員
19番	若 松 邦 義 委員	20番	木 村 幸 廣 委員
23番	安 井 正 敏 委員		
		26番	竹 川 孝 司 委員
		28番	安 井 秀 樹 委員

令和 4 年第 7 回総会（令和 4 年 7 月 20 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 4 年第 7 回総会を始めさせていただきます。 なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、窓を少し開けて会議を運営させていただきたいと思っております。また第 7 波が今来てると言われておりますので、ご発言をいただく際にはマスクを着用の上、ご発言いただきますようにご協力をお願いいたします。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 4 年第 7 回総会を開会いたします。 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、本日の議案といたしまして、第 46 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 53 号議案「名古屋市農地台帳の整備等に関する規程の一部改正について」までの 8 議案の審議を行います。また、報告事項を 1 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。 限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。 それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 9 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 6 人のご出席でございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、石田正彦委員及び川本美幸委員の両委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 46 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

議案の報告については、今回も新型コロナウイルス対策として、すべて地区課長より報告してもらうことといたします。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-4 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-4 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、7 月 4 日に調査した結果を報告します。

本件は、譲渡人の相続人 2 名が譲受人に農地を、所有権移転するために許可申請されたものです。

申請地の港区川園三丁目の 2 筆は畑で、耕作準備中の状況で、良好に管理されていました。

	なお、譲受人の経営農地はミニトマト等が作付けされ良好に肥培管理されていることを確認しており、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。 以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。 それでは、第 46 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 46 号議案の案件は、許可することといたします。 次に、第 47 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-1 について、港農政課長、お願いいたします。
港農政課長	受付番号 4-1 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、7 月 4 日に調査した結果をご報告します。 申出者は、申請地を相続した際、本来農地として耕作すべきところが、現況地目は雑種地で、資材置場として利用されていました。当時より、許可を受けずに利用していたことが判明し、この度追認申請に至ったものです。

申請地の港区西福田二丁目の1筆は、3種農地の田で転用許可するに問題ないと判断できる農地です。海東土地改良区の意見書もあることから、当該事業には問題がないものと考えられます。

また、面談の結果、違反転用状態のまま、農地であることを知らず、相続したとのことで、今後は農地法を遵守するとのことでした。

周囲の状況は、東側は水路、北・南側は農地、西側は道路で、被害防除には配慮するとのことでした。

以上、調査の結果、追認で許可をするについて、やむをえないものと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第47号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第47号議案の案件は許可することといたします。

次に、第48号議案、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号4-1について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-1 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、7 月 5 日に調査した結果を報告します。

転用の内容は駐車場用地を確保するものです。賃借人は、重機回送業を営んでおり、事業拡大とともに、隣接する既存駐車スペースでは手狭になったため、当該地を利用し駐車スペースを確保するため申請に及んだものです。

申請に係る農地、港区新茶屋三丁目の 1 筆は、農地区分が 3 種農地の田ですが、現況地目は雑種地で、現在駐車場として利用されています。そのため、始末書を提出してもらい、現地調査の前に、賃貸人本人との面談を行いました。当該農地は、平成 22 年頃より、名古屋環状 2 号線の工事業者から借受の申し出があった為、無許可で駐車場に転用してしまい、賃借人に貸していた状況で、本人は違反状況を認識していなかったということ、今後は、農地法を遵守することを確認しました。

申請地の周囲の状況は、西側は雑種地、東側は道路、北・南側は宅地であり、周辺農地への被害防除には配慮するとのこと です。

また、茶屋後土地改良区の意見書があること、住宅都市局にも相談し、開発許可に該当しない旨を得ていることから、当該転用事業は土地改良事業に支障がないものと考えられます。

以上、調査の結果、追認で許可をするについて、やむをえないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 48 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 48 号議案の案件は許可することといたします。 次に、第 49 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-3 から 1-5 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。
東部・緑農政課長	受付番号 1-3 から 1-5 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、7 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-3 願い出の農地の、緑区鳴海町字神ノ倉の 1 筆は竹林として、東神の倉二丁目の 1 筆はミカン畑として、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 受付番号 1-4 願い出の農地の、天白区向が丘二丁目の 2 筆は、ともに梅が栽培され、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 受付番号 1-5 願い出の農地の、緑区八つ松一丁目の 1 筆は、現在は、耕作準備中で、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上 3 件 につきまして、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-3 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山 農政課長	受付番号 2-3 の農地について、7 月 5 日に担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。
	受付番号 2-3 の農地は 2 筆が田、1 筆が畑で、田は、水稻が作付けされ、畑は、トウモロコシ、ナス等が作付けされていました。
	申請者の母がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として良好に農地を管理されていたことを確認いたしました。
	何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
	特にないようです。それでは、第 49 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 49 号議案の案件は証明することといたします。
	次に、第 50 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。
	それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-8 から 1-10 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。
東部・緑農	受付番号 1-8 から 1-10 の農地について、担当委員さんと事

政課長	務局職員で、7月4日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号1-8、緑区姥子山二丁目の5筆は、一団で竹林を形成し、タケノコが採取され、また、六田二丁目の1筆には、かんしょや落花生などが、栽培されていました。 受付番号1-9、天白区鴻の巣一丁目の2筆には、一体で、梅などが、栽培されていました。 受付番号1-10、天白区保呂町の1筆には、ビワ、ミカン、イチジクなどが、栽培されていました。 いずれも、畑や果樹畑として良好に管理されており、引き続き農業経営されていることを確認しました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号2-4から2-7について、西部・守山農政課長、お願いいたします。
西部・守山農政課長	受付番号2-4から2-7について、7月4日と5日にそれぞれ担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。 受付番号2-4は、西城一丁目の2筆が田で、休耕中でした。森宮町の畑は、ナス、キュウリ、さといも等が、永森町の畑は、スイカ、ナス、キュウリ等が作付けされていました。 受付番号2-5は、畑で、スイカ、ナス、トマト等が作付けされていました。 受付番号2-6は、6筆が田で、水稻が作付けされていました。1筆は畑で、ナス、ミカン、キュウリ等が作付けされていまし

	た。 受付番号 2-7 は、2 筆が田で、水稻が作付けされていきました。1 筆は畑で、スイカ、ナス、トマト等が作付けされていきました。 いずれの農地も願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-5 及び 3-6 について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	受付番号 3-5 及び 3-6 の農地につきまして、7 月 5 日と 6 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-5 の中川区西中島一丁目の 2 筆の畑には、ミニトマト、トウモロコシ、キュウリなどが作付けされており良好に管理されていきました。 受付番号 3-6 の中川区江松五丁目の 2 筆の畑には、ミニトマトが、富田町大字榎津字西ナコラの 3 筆の畑にはナス、トウモロコシ、ピーマンが作付けされており、良好に管理されていきました。 以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-9 について、港農政課長、お願いいたします。
港農政課長	受付番号 4-9 につきまして、担当委員及び事務局職員とで、7 月 4 日に調査した結果を報告します。

	証明願い出の農地、港区東蟹田の 1 筆は、田で、水稻が作付けされており、港区東蟹田の 1 筆は、畑で、サツマイモなどが作付けされている状況でした。 また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは、申請時に事務局において確認しています。 以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 50 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 50 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 51 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-5 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。
東部・緑農政課長	受付番号 1-5 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、7 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-5 願い出の、緑区松が根台の 2 筆は、昨年所有者

が亡くなられ、妻が引き続き農業経営を続けられると申し出られました。

申請地は一体で、ミカンなどのかんきつ類や梅が栽培され、良好に管理されていました。

また、所有者の妻は 90 歳と高齢ではありますが、自ら耕作されていることを確認しました。これまでも農作業に従事されており、息子の協力も得られることから、今後も農地の管理を続けることは可能であると見込まれます。

以上のことから、相続税の納税猶予の適格者とするに、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 51 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 51 号議案の案件は証明いたします。

次に、第 52 号議案、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について審議を行います。こちらは、利用権設定の案件となります。

審議のポイントとして、配付資料①をお配りしていますので、合わせてご覧ください。

中川農政課長	それでは、11 ページの農用地利用集積計画案の第 6 号について、中川農政課長、お願いいたします。
	農用地利用集積計画案、令和 4 年度第 6 号に係る農地につきまして、7 月 6 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。
	本件は、申請者が既に利用権の設定を受ける者として、令和元年 9 月から 3 年間承認を受けており、今後も引き続き申請地で耕作していきたいと希望され、所有者との間で合意に至り、今回 3 年間の更新の申請がなされたものです。
	申請地である中川区福島一丁目の 1 筆の畑には、トウモロコシ、ナス、サツマイモなどが作付けされており、良好に管理されていたので、今後も引き続き適正に管理されることが見込まれます。
	設定する利用権は、使用貸借権であり、配布資料①に記載のとおり、「利用権の存続期間」や「有益費の償還」などの内容についても、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。
	以上のことから、この利用権設定により、引き続き農地の有効利用につながるものと考えますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
	それではここで、第 52 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。10 ページをご覧ください。
	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。

それでは、第 52 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 52 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

次に、第 53 号議案、名古屋市農地台帳の整備等に関する規程の一部改正について審議を行います。

事務局、説明をお願いいたします。

農政係長

第 53 号議案についてご説明いたします。議案 16 ページをご覧ください。

本件はページの下段の理由に記載しております、令和 4 年度から農業経営及び農地利用状況に関する調査を取りやめることに伴いまして、名古屋市農地台帳の整備等に関する規程の改正を行うものです。

農地台帳は固定資産税課税台帳と固定資産税とのデータ照合と経営面積 10 アール以上である農家へ調査を実施しまして農地台帳を整備しておりました。平成 28 年に農業委員の選出方法が選挙制から市長への任命制に移行し、選挙人名簿の調整のために実施していたこの調査の必要はなくなりました。その後もこの調査を農地台帳の整備をするために継続をしておりましたが、固定資産税課税台帳との照合により整備が十分に可能であるため、今年度をもって取りやめました。そのため農地台帳の整備は固定資産税台帳とのデータ照合と権利移動等の申請により整備をするよう本規程を改めるものです。次ページ目以降に新旧対照表と本規程を掲載しております。ご参照していただきたいと存じます。ご審議のほどよろしく願います。

議長（会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

特にないようです。それでは、お諮りいたします。第 53 号議案について、原案のとおり改正してよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 53 号議案は原案のとおり改正することといたします。

本日予定しました議案は、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、願います。

農政課長

それでは、令和 4 年 6 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1 ページから 9 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 21 件

続いて、10 ページから 22 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出が 37 件

続いて、23 ページから 51 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 84 件

続いて、52 ページから 54 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち賃借権設定に係るものが 9 件

続いて、55 ページから 56 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 6 件

続いて、57 ページから 58 ページにかけまして、農地の競売に関する買受適格証明が 11 件

続いて、59 ページですが、転用届出に係る訂正願が 4 件
それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

農政係長

報告については、以上でございますが、その他、何かありますでしょうか。

その他、報告事項がございます。

まず、活動記録についてご報告いたします。5月6月の総会を通じて、農水省から示された農業委員会の最適化活動の推進について概要を報告いたします。今後日常の農地の見回り活動、農家の知り合いへの声かけ活動についての活動記録簿への記載をしていただくようお願いを申しあげました。今回は具体的に記入をお願いしたい内容について説明いたします。

配付資料の活動記録簿の様式変更についてをご覧ください。

1の活動記録簿の様式につきまして、令和4年度から農地利用最適化活動をより一層進めることとされておりまして、活動記録簿の様式が変わりました。

2の活動記録簿の記入につきまして、農業委員さんにおかれましては実際今までも実施していた内容を記入していただきたく存じております。

資料として配布しております活動の例を参考としていただきながら、四角の枠の中に記載をしている活動を例としてございます。「散歩と合わせて近所の農地を見回った」、「ご自身の農地に行く途中に農地を見回った」、また「朝市や展示販売に参加した」、「人・農地プランの話し合いに参加した」、「土地改良区の会合に参加した」などがその活動でございます。1日のうち短時間の活動でも1日の活動として扱われます。

3の活動記録簿の提出については、今までと変わってございませんでして、委員さんにおかれましては活動記録簿を地区農

政課にご提出いただくようお願いいたします。提出期限は翌月の総会の日までとさせていただきます。

次に配付資料「名古屋市農業委員会 活動記録簿（対応記録）」をご覧ください。

今回、具体的にお願ひしたいことの一つ目は、ページの左に記載しております、農地パトロールの欄に、農地を見回る機会がございましたらそれを活動としてご記録くださいますようお願いいたします。

また二つ目に右ページでございます、その他対応記録として記載している欄に、「総会の出席」、「現地調査」、「農地パトロール」以外の活動についてご記入ください。朝市に参加されたこと、近所の方と農地の跡継ぎについて話をされたことなど、農業委員さんが行う農地に関することにつきましては、最適化活動とされております。記入するうえで何かございましたら事務局と相談しながらお願ひしたいと思っております。

最後でございますが、この最適化活動につきましては、委員さんが自ら 1 年間の活動を振り返っていただくことになっております。その際は事務局と話し合いながら活動について総括していただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。活動記録につきましては以上です。

議長（会長）

何かご質問等はございますか。

清水委員

今説明があった様式ですね、今までの様式の用紙と違うんですけど、これはいつ支給されます。

農政係長

今後地区協議会などを通じまして、委員さんに見ていただきながら、説明をさせていただきたいと思っております。また用

	紙をその際にお配りしたいと思っております。
議長（会長）	その他、よろしいでしょうか。では、次に行きましょう。研修について。
農政係長	研修についてご案内いたします。すでにご案内を郵送しておりますが9月13日火曜日に、「令和4年度農業委員農地利用最適化推進委員研修会」が、稲沢市の名古屋文化大学文化フォーラム稲沢市民会館で開催されます。ご出席いただける委員さんは、8月3日までに各地区農政課までご連絡いただきますようお願いいたします。恐縮でございますが当日は現地集合となります。受付に事務局職員がおりますので直接お越しいただくようお願いいたします。出席が難しい委員さんにつきましては、後日資料を配付いたします。また事務局からの説明も予定しておりますので、研修会につきましては無理がない範囲でご出席をお願いいたします。
議長（会長）	何かご質問等はございますか。 実は稲沢市で行う愛知県農業会議の研修会ですが、名古屋市は中川区の供米田地区についての人・農地プランの策定についての過程のことを事例報告として発表してほしいと依頼されております。ですので、できましたら中川区の委員は時間の調整付けてご出席願えるとありがたいなと思います。 次、農家向けアンケートについて事務局お願いします。
主査	今年度は名古屋市では市内で生産されましたお米、野菜、果物といった農産物の魅力向上や活用促進に向けた取り組みを検討しております。つきましては、農家の皆様の農業の現状ですとか、生産されている農産物に対する意識などご意見をお伺いしまして、今後の取り組みを検討する際の参考とさせていた

	だきたいと思っております。ですので、今回アンケート調査を実施させていただきたいなと思っております。実際には市内に10アール以上の田または畑を所有される農家の皆様をアンケート調査の対象としておりまして、今回1,700名程度対象として抽出させていただきまして、ちょうど昨日になりますけれども、7月19日火曜日に調査票を対象の方に発送しております。8月5日金曜日までの期間で今回実施をいたしますので、お手元に調査票が届きましたら大変恐れ入りますけど、調査にご協力いただければと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。
議長（会長）	その他、何かありますでしょうか。
農政係長	事務局からです。最後でございますが、先月ご出席していた委員さんにはすでに配付させていただきましたが、今年度の名古屋市職員録をお配りしております。今後の活動にお役立ていただきたいなと思っております。今年度は1冊363円となっております。全員協議会での支出とさせていただく予定でございますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。
議長（会長）	その他、何かありますでしょうか。 特にないようです。 それでは、以上をもちまして、令和4年第7回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後2時35分）